

議 会 第 1 4 号

憲法改正発議に当たっては慎重で丁寧な議論を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年3月27日

提出者 新発田市議会議員
小林 誠
入倉 直作
加藤 和雄
小坂 博司
三母 高志
中村 功

賛成者 新発田市議会議員
若月 学
阿部 聡
石山 洋子

新発田市議会議長 比企 広正 様

憲法改正発議に当たっては慎重で丁寧な議論を求める意見書

私たち日本国民は、第二次世界大戦による惨禍の反省から「日本国憲法」を制定し、本年5月3日に施行73年を迎えます。

憲法は民主主義・自由主義・平等主義・福祉主義・平和主義の五原則を掲げ、戦後、わが国は平和と国家の繁栄を築き上げてきました。

今日、わが国を取り巻く環境が大きく変化している情勢に対応するため、憲法改正の論議が提起される一方、その是非についての国民世論は二分されている状況です。

従いまして、憲法改正に際しては、国民が分断されないことがないように、十分論議を深めて合意形成を可能最大限に求められるものです。

よって、最高法規たる憲法改正発議に当たっては、国民全体の意向を十分に尊重し、慎重かつ丁寧な議論が尽くされるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣 安倍晋三様